

平成十年法律第二百三十号

目次 金融庁設置法

第一回 総則（第一条）	第二回 金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等
第一節 金融庁の設置（第二条）	第二節 金融庁の任務及び所掌事務等（第三条）
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則（第五条）
第三章 審議会等（第六条—第二十三条）	第三章 審議会等（第六条—第二十三条规定）
第四章 雜則（第二十四条・第二十五条）	第四章 雜則（第二十四条・第二十五条）

（目的）

この法律は、金融庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二回 金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 金融庁の設置

第二回 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、金融庁を設置する。

2 金融庁の長は、金融庁長官（以下「長官」という。）とする。

第二回 金融庁の任務及び所掌事務等

（任務）

第三回 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

2 前項に定めるものほか、金融庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

（所掌事務）

第四回 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

1 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

2 次号イからシまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

3 内閣官房を助けるものとする。

三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

イ 銀行業又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

二 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二（第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者）

ト 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ヘ 認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は認定電子決済等取扱事業者協会

ト 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二（第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第一百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業を営む者）

チ 認定電子決済等代行業者協会、認定信用金庫電子決済等代行業者協会、認定労働金庫電子決済等代行業者協会、認定水産業協同組合電子決済等代行業者協会、認定信用事業電子決済等代行業者協会、認定農業電子決済等代行業者協会又は認定特定信用事業電子決済等代行業者協会

ク 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第十六項に規定する指定信用情報機関（同法第二十四条の九（第二項に規定する指定試験機関及び同法第二十四条の二十五（第二項に規定する登録講習機関）に規定する指定試験機関及び同法第二十四条の二十五（第二項に規定する登録講習機関）に規定する指定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二条）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。））

ヤ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二条）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）

マ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十一年法律第五百五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）

ケ 不動産特定共同事業を営む者

コ 確定拠出年金運営管理業を営む者

シ 指定紛争解決機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第二回の規定による有価証券届出書、有価証券報

ワ 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行なう者

オ 指定親会社（金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）

カ の十二第三項に規定する指定親会社を行なう者

タ 証券金融会社

レ 投資法人

ソ 信格付業者

タ 高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。）

メ 認定資金決済事業者協会

シ 金融サービス仲介業を行う者

テ 暗号資産交換業を行う者

キ 為替取引分析業を行う者

ユ 資金清算業を行う者

ミ 認定資金決済事業者協会

ア 電子決済手段等取引業を行う者

シ 認定金融サービス仲介業協会

テ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行なうこと。

六 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行なうこと。

七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

八 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第一百五号）第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）の適格性の認定及び保険契約の受けの適格性の認定を行うこと。

九 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十 投資者保護基金による返還資金に係る適格性の認定を行うこと。

十一 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

十二 準備預金制度に関すること。

十三 金融機関の金利の調整に関すること。

十四 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十五 自動車損害賠償責任共済に関すること。

十六 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。 (事務局)
3 第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
4 事務局の内部組織は、政令で定める。
第二十条 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律(これららの法律に基づく命令を含む。)の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徵取又は犯則事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。
2 委員会は、前項の勧告をした場合には、内閣総理大臣及び長官に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができ (建議)
第二十一条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため必要と認められる施策について内閣総理大臣、長官又は財務大臣に建議することができます。 (公表)
第二十二条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。 (政令への委任)
第二十三条 第八条から前条までに規定するもののはか、委員会の所掌事務その他委員会に必要な事項は、政令で定める。
第四章 雑則 (官房及び局の数等)
第二十四条 金融庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する所とする。

2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき金融庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。 (審判官)
第二十五条 金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。
2 審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる者について、長官が命ずる。
附 則 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条第一項及び第七条第一項の規定は、公布の日から施行する。
第二条 削除 (金融監督庁設置法の廃止)
第三条 金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)は、廃止する。
(職員の引継ぎ) (経過措置等)

第五条 第七条第一項の規定による金融再生委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行なうことができる。
2 この法律の施行の日以後最初に任命される金融再生委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。
第六条 従前の証券取引等監視委員会は、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会となり、同一性をもつて存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会の委員長として任命され、その任期は、政令で定めたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十五
第三条 金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)は、廃止する。
附 則 (所掌事務の特例)

2 条第一項の規定にかかわらず、同日における從前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
第十一條 株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、会務を總理し、株価算定委員会を代表する。
3 株価算定委員会は、あらかじめ、委員長に事務局長の命を受けて、局務を掌理する。
2 審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる者について、長官が命ずる。
附 則 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条第一項及び第七条第一項の規定は、公布の日から施行する。
第二条 削除 (金融監督庁設置法の廃止)
第三条 金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)は、廃止する。
(職員の引継ぎ) (経過措置等)
第四条 この法律の施行の際現に従前の金融監督庁の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、金融監督庁の職員となるものとする。
第五条 第七条第一項の規定による金融再生委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行なうことができる。
2 この法律の施行の日以後最初に任命される金融再生委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。
第六条 従前の証券取引等監視委員会は、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会となり、同一性をもつて存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会の委員長として任命され、その任期は、政令で定めたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十五
第七条 附則第五条第一項の規定は、第三十四条第二項の規定による株価算定委員会の委員の任命のため必要な行為について準用する。
2 この法律の施行の日以後最初に任命される株価算定委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。
第八条 金融庁は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。
2 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三百三十一号)の規定に基づく事務
二 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百四十三号)の規定に基づく事務
2 金融庁は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間に、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。
2 この法律の施行の際現に従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会の委員長として任命され、その任期は、政令で定めたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十五
第九条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の規定に基づく株価算定委員会の事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融庁に株価算定委員会を置く。
2 株価算定委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第四十条の規定によりその権限に属させられた事務を処理する。
第十条 株価算定委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。 (委員長)
第十一條 株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、会務を總理し、株価算定委員会を代表する。
3 株価算定委員会は、あらかじめ、委員長に事務局長の命を受けて、局務を掌理する。
2 委員長は、会務を總理し、株価算定委員会を代表する。

2 委員は、非常勤とする。 (委員長)
第十一條 株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、会務を總理し、株価算定委員会を代表する。
3 株価算定委員会は、あらかじめ、委員長に事務局長の命を受けて、局務を掌理する。
2 委員長は、会務を總理し、株価算定委員会を代表する。

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規定
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第二項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（金融再生委員会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に従前の金融監督庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、金融再生委員会に置かれる金融庁の相当の職員となるものとする。

（金融再生委員会設置法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会に置かれた金融庁の証券取引等監視委員会（以下この条において「旧証券取引等監視委員会」という。）の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十八条の規定による改正後の金融庁設置法（以下この条において「新金融庁設置法」という。）第十二条第一項の規定により、内閣府に置かれる金融庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新金融庁設置法第十三条第一項の規定にかかわらず、同日における旧証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会の株価算定委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新金融庁設置法附則第十二条の規定により、内閣府に置かれる金融庁の株価算定委員会（以下この条において「新株価算定委員会」という。）の委員として任命されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会の株価算定委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新金融庁設置法附則第十一項の規定により、新株価算定委員会の会長として定められたものとみなす。

(別に定める経過措置)
第三十条 第二条から前条までに規定するものの
ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措
置は、別に法律で定める。

子情報処理組織による手続の特例等（第二十
二）を「／第二章の三 株券等の大量保有
の状況に関する開示（第二十七条の二十三）」
（第二十七条の三十）／第二章の四 開示用電

七条の三十の二（第二十七条の三十の十一）に改める部分に限る。）、第二十七条の二の三の次に「一章を加える改正規定（第二十七条の三十の九及び第二十七条の三十の十一に係る部分に限る。）並びに附則第四十六条書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（平成十二年法律第二百二十六号）の施行の日（处分等の効力）

四十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

五十二条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

五十八条 附 則（平成二年五月三一日法律第九十七号）抄
（施行期日）

一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

金融再生委員会設置法の一部改正

六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以トこの条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものにより設立された特定目的会社とみなす。

改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつて
したもののとみなす。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二年一月二七日法律第二百四十九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条及び附則第四条の規定 公布の日施行する。

附 則（平成三年六月二九日法律第八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成三年一月二八日法律第三百三十一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等による株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一四年四月二六日法律第三百二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二項を加える改正規定並びに同法第百九十四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）
第一百二十一條 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条にじて

いて同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律との規定に相当の規定があるものは、この附則に

別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）
第一百二十三条 この附則に規定するもののほか
この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令

で定める。)
附 則 (平成一六年一二月八日法律第一
五九号) 少

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

行する
附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第
一六四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附則(平成六年二月〇日法律第
一六五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の相

定は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年五月一日法律第三八
号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行期日」という）

下「施行日」という。から施行する。

第三百四条 この附則に定めるもののないがこの附則の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他の法律を実施するため必要な事項は、内閣府令は三務省令で定むる。

内閣府令又は主務省令で定められた事項に
よる。

第三十四条の二 二の附則（附則第十五条第四項を除く。）及びこの附則において読み替えて準

用する保険業法における行政庁は、次の各号に定める者とする。

一 この法律の公布の際現に特定保険業を行つてゐた民法第三十四条の規定により設立された法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行つていた行政機関(同日以前にあつては、同条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行つてゐる行政機関)

二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣

この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。
(権限の委任)

第三十六条 内閣総理大臣は、この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

二 この附則及びこの附則において読み替えて準用する保険業法による行政庁(都道府県の知事その他の執行機関を除く。)の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

三 第一項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
(政令への委任)

第三十七条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
一 この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百四十二条の規定 この法律の公布の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

附 則（平成一七年一月二日法律第一〇六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百二十七条中公認会計士法第四条第二号の改正規定（「若しくは第百九十八条」を「から第百九十八号まで」に改める部分に限る。）、第一百一十八条第一項の規定、第二百五条中会社法第三百三十二条第一項第三号の改正規定（（第二百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第一百九十九条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号）を「（第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号か

第八号」に改める部分に限る)、第二百六十三条第一項の規定及び第二百十三条规定置設法第二十条第一項の改正規定(二、検査)の下に、「報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徵取」を加える部分に限る)、平成十八年証券取引法改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日規定期の施行の日

二及び三 略

四 第二百十四条の規定 平成十八年証券取引法改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成一八年一二月一〇日法律第二一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定 施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月一二日法律第二一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条第二項(第二十二号及び第二十四号を除く)、第四条から第十条まで及び第十三条から第二十八条までの規定並びに次条、附則第五条から第七条まで、附則第九条から第十二条まで及び附則第十四条から第十八条までの規定、附則第十九条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)、第一百八十九条及び第一百九十条の改正規定並びに同法第一百九十六条の改正規定(株式等

の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第二十三条の規定(附則第二十三条中金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第八条の改正規定及び同法第二十条第一項の改正規定並びに附則第二十七条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(处分、手続等に関する経過措置))

第二十四条 この法律の規定による廃止又は改正前のそれぞれの法律の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一三日法律第六五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年六月二十四日法律第五八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(政令への委任)
第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二年六月二十四日法律第五号抄)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(政令への委任)
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二年五月一九日法律第三二号抄)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中金融商品取引法第一条第二十八項の改正規定(「デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引(取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。)」又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として」に改める部分に限る。)及び同法第二百五条の二の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の規定
二 及び三 略
四 第二条の規定、附則第十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の三の項の改正規定(又は同法第百五十六条の七十七第一項の届出)に改める部分に限る。)及び附則第十二条の規定
公布の日

（政令への委任） 第二十七条 この

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和四年五月一八日法律第四
附則抄号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から適用する。

施行する
附 則 (令和四年六月一〇日法律第六一)
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。また、範囲内において政令で定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日
(政令への委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年一月二九日法律第七
九号）抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

一 附則第六十八条の規定 公布の日
当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十

二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二

第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五

条の第三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二

十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十一條の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第七十七条第一項及び第一百七十七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第三項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十七条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附则第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附则第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一四八号の改正規定並びに附则第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任) 第六十八条 この附則に規定するもののほか、
の法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に
する経過措置を含む。)は、政令で定める。